

## 人事・労務・総務の業務リスト【10月】

	業務	期限
人事 労務 総務	7月に提出した「算定基礎届」に記載した新しい標準報酬月額をもとに、健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料を改定し、従業員に通知。 ※新保険料での徴収は9月分保険料（原則として10月に支給する給与）から。 ※社会保険料当月徴収の場合は、9月支給給与から新しい保険料に変更。	10月初旬
	1日～7日は全国労働衛生週間。 労災を未然に防ぐため、作業環境の整備や健康管理のチェックを行い労働衛生管理の徹底を図る。	10/1～10/7
	労働者死傷病報告(7月～9月分)	10月31日
	労働保険料第2期分の納付（分割納付の申請をしている場合）	10月31日
	年末調整準備 （生命保険・損害保険等の控除証明書が届く頃なので、従業員へ無くさないように注意を促す）	10月31日
	育児・介護休業法改正に伴う就業規則等の見直し(2025年4月改正・10月施行)	随時
	教育訓練休暇給付金の新設に伴う教育訓練休暇に関する就業規則等の整備 (2025年10月施行)	随時